

ゼロ債務負担行為による施工時期等の平準化への取組について

みよし市では、ゼロ債務負担行為を活用し、施工時期等の平準化に取り組めます。

ゼロ債務負担行為とは

市の会計は単年度会計であり、工事等の発注は原則として、新たな年度になってからの入札・契約手続となります。このため、年度当初からの工事着工は難しく、閑散期が生じており、逆に年度末等に工事が集中してしまう状況にあります。

そこで、施工時期等の平準化を図るため、単年度会計の例外である債務負担行為を設定し、新年度の工事等の入札・契約を前年度のうちにを行うことにより、前年度中又は新年度当初の工事着工を可能にするものです。

債務負担行為を設定する年度には、前払金等の支出はなく（ゼロ）、翌年度以降の支出となることから、「ゼロ市債」とも言われています。

発注方法・入札手続について

- ・通常の発注工事等と同様に、公告又は指名通知・入札を行います。
- ・ゼロ債務負担行為を活用した案件については、件名に【ゼロ債務負担行為】と明記します。

契約・支払手続について

- ・ゼロ債務負担行為を活用した工事の請負代金、前金払、中間前金払及び部分払の請求が可能となるのは、契約年度の翌年度（新年度）4月1日以降となりますので、ご注意ください。
- ・事業年度を超える際の契約変更は不要です。

測量・設計業務委託等への準用について

工事のほか、測量・設計業務委託等の発注についても、ゼロ債務負担行為を活用し発注時期の平準化に取り組めます。

なお、発注方法・支払については工事の場合と同様です。